平成２２年（フ）第３２７９号
東京都豊島区千早４丁目29―３―104
債務者　角田　琢朗
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２８１号
東京都中野区野方２丁目12―９―202
債務者　長根加代子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２８２号
東京都文京区本駒込６丁目３－２―904
債務者　益嶋由紀子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２８７号
東京都武蔵野市八幡町１丁目４―37　森荘
債務者　肥川眞喜子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２８８号
東京都江東区大島４丁目１－５―810
債務者　日森　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２８９号
東京都東村山市栄町２丁目５―10―604
債務者　杉田　敦子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２９０号
埼玉県川口市弥平１丁目11―13―207
債務者　栗谷川宏之
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２９３号
東京都板橋区小茂根２丁目31―10―701
債務者　吉野由美子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２９６号
埼玉県草加市金明町662―３―101
債務者　大澤　宏彰
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２９８号
東京都町田市原町田１丁目３－９―405
債務者　坂本　敏洋
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３０１号
東京都足立区綾瀬６丁目７―15―301
債務者　小坂　　薫
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ４街区５棟302号
債務者　大西　高行
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３号
横浜市泉区和泉町6236番地17
債務者　小野　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２号
横浜市磯子区岡村３丁目24番８―209号
債務者　吉岡麻衣子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７４号
横浜市港北区日吉本町４丁目10番Ｄ―809号
債務者　松浦　　優
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５１号
横浜市青葉区藤が丘１丁目38番地８　メゾンエイト105号室
債務者　伊藤　淳哉
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

第明治三十二種郵便物認可